

瀬戸内アート資産管理システム制作業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

瀬戸内が世界に誇れる文化資産の集積地となると共に、こうした文化資産が、瀬戸内エリアにおける観光コンテンツとしても認知され、瀬戸内のアートを目的に国内外の人々が訪れる場所になることを目指す。まずは瀬戸内=歴史、文化、芸術の集積地であることのイメージの定着化を図るべく、瀬戸内エリアの資産とその魅力を情報発信することが必要である。複数をまとめて回遊できるエリアとして、認知度向上に結び付けていくために、当該業務を委託する。

(2) 業務内容

別紙仕様書瀬戸内アート資産管理システム制作業務のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 24 日まで

(4) 予算額

4,661 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 仕様書等に対する質問書【様式 1】提出期限

平成 28 年 11 月 18 日（金）午後 5 時

(2) 提出方法

上記(1)に関しては、持参、郵送又は FAX 等による。

FAX の場合、件名を「瀬戸内アート資産管理システム制作業務に関する質問」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。

一般社団法人せとうち観光推進機構 電話：(082) 836-3217 FAX：(082) 836-3218

(3) 上記(1)に対する回答予定日等

平成 28 年 11 月 22 日（火）までに、電子メールにより回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

② 提案書提出期限

平成 28 年 11 月 25 日（金）午後 5 時

③ 提出方法

持参又は郵送による。

④ その他

ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 会社概要及び業務に関する実績表【様式 2】を提案書に添付するものとする

ウ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式 3】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式 3】を提出するものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

- (5) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(1)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、電子メールにより回答する。
- (6) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- 最優秀者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受けない。
- (7) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 参加者の負担について
- 提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (10) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (11) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
- 広島県公募型プロポーザル事務処理要領に準じて執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
- 広島県会計規則及び広島県契約規則に準じて執行する。
- (3) 契約保証金
- 企画提案公募実施要領に定めるとおり

4 添付書類

- 企画提案公募実施要領
- 仕様書
- 業務委託契約書（案）
- 企画提案書作成要領

【問い合わせ先】

一般社団法人せとうち観光推進機構
担当 森原、リチャード
電話 082-836-3217